

# 令和3年度 介護報酬改定

## 居宅介護支援・介護予防支援について

※本資料は、厚生労働省作成の資料を編集したものです。

# 介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[ ]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 〕 補足給付 0.06%
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0.70%  ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)

# 令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

改定率：**+0.70%** ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

## 1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

### ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・感染症対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・災害への地域と連携した対応の強化
- ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

## 2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

### ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- ・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充
- ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

### ○看取りへの対応の充実

- ・ガイドラインの取組推進
- ・施設等における評価の充実

### ○医療と介護の連携の推進

- ・老健施設の医療ニーズへの対応強化
- ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

### ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

- ・訪問看護や訪問入浴の充実
- ・緊急時の宿泊対応の充実
- ・個室ユニットの定員上限の明確化

### ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・事務の効率化による通減制の緩和
- ・医療機関との情報連携強化
- ・介護予防支援の充実

### ○地域の特性に応じたサービスの確保

- ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

## 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

### ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
- ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- ・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- ・人員配置基準における両立支援への配慮
- ・ハラスメント対策の強化

### ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた

#### 業務効率化・業務負担軽減の推進

- ・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用
- ・特養の併設の場合の兼務等の緩和
- ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

### ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減

- の推進
- ・署名・押印の見直し
- ・電磁的記録による保存等
- ・運営規程の掲示の柔軟化

## 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

### ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
- ・リハビリテーションマネジメントの強化
- ・退院退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

### ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

- ・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ・ADL維持等加算の拡充

### ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- ・施設での日中生活支援の評価
- ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

## 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

### ○評価の適正化・重点化

- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し
- ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- ・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し
- ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止
- ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

### ○報酬体系の簡素化

- ・月額報酬化（療養通所介護）
- ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

## 6. その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・基準費用額（食費）の見直し

- ・基本報酬の見直し

## 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数																																																									
<p>居宅介護支援費（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所</li> </ul> <p>○居宅介護支援（ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">&lt; 現行 &gt;</td> <td style="text-align: center;">&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt; 改定後 &gt;</td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又2</td> <td style="text-align: center;">1,057単位/月</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">1,076単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">1,373単位/月</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">1,398単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: center;">529単位/月</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">539単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">686単位/月</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">698単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: center;">317単位/月</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">323単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">411単位/月</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">418単位/月</td> </tr> </table>		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又2	1,057単位/月	➡	1,076単位/月	(二)要介護3、4又は5	1,373単位/月	➡	1,398単位/月	(一)要介護1又は2	529単位/月	➡	539単位/月	(二)要介護3、4又は5	686単位/月	➡	698単位/月	(一)要介護1又は2	317単位/月	➡	323単位/月	(二)要介護3、4又は5	411単位/月	➡	418単位/月	<p>居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所</li> </ul> <p>○居宅介護支援（ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">&lt; 現行 &gt;</td> <td style="text-align: center;">&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt; 改定後 &gt;</td> </tr> <tr> <td>(一)要介護1又2</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">1,076単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">1,398単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>(一)要介護1又2</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">522単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">677単位/月</td> </tr> </table> <p>○居宅介護支援（ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>(一)要介護1又は2</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">313単位/月</td> </tr> <tr> <td>(二)要介護3、4又は5</td> <td style="text-align: center;">新規</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">406単位/月</td> </tr> </table>		< 現行 >	>	< 改定後 >	(一)要介護1又2	新規	➡	1,076単位/月	(二)要介護3、4又は5	新規	➡	1,398単位/月	(一)要介護1又2	新規	➡	522単位/月	(二)要介護3、4又は5	新規	➡	677単位/月	(一)要介護1又は2	新規	➡	313単位/月	(二)要介護3、4又は5	新規	➡	406単位/月
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																						
(一)要介護1又2	1,057単位/月	➡	1,076単位/月																																																						
(二)要介護3、4又は5	1,373単位/月	➡	1,398単位/月																																																						
(一)要介護1又は2	529単位/月	➡	539単位/月																																																						
(二)要介護3、4又は5	686単位/月	➡	698単位/月																																																						
(一)要介護1又は2	317単位/月	➡	323単位/月																																																						
(二)要介護3、4又は5	411単位/月	➡	418単位/月																																																						
	< 現行 >	>	< 改定後 >																																																						
(一)要介護1又2	新規	➡	1,076単位/月																																																						
(二)要介護3、4又は5	新規	➡	1,398単位/月																																																						
(一)要介護1又2	新規	➡	522単位/月																																																						
(二)要介護3、4又は5	新規	➡	677単位/月																																																						
(一)要介護1又は2	新規	➡	313単位/月																																																						
(二)要介護3、4又は5	新規	➡	406単位/月																																																						
介護予防支援費	< 現行 > 431単位/月	➡	< 改定後 > 438単位/月																																																						

## 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要
<p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。</p>

## 2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 (その1)

### 特定事業所加算の見直し

- 特定事業所加算において、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を新たに評価する。【告示改正】

### 居宅介護支援

< 現行 >		< 改定後 >
特定事業所加算 (I)	500単位/月	特定事業所加算 (I) 505単位/月
特定事業所加算 (II)	400単位/月	特定事業所加算 (II) 407単位/月
特定事業所加算 (III)	300単位/月	特定事業所加算 (III) 309単位/月
		特定事業所加算 (A) 100単位/月 (新設)

(※) 特定事業所加算 (IV) は特定事業所加算から切り離して「特定事業所医療介護連携加算」とする。

[算定要件 (特定事業所加算 (A))] ※加算 I・II・IIIと異なる部分

・介護支援専門員の配置(要件2): 常勤1名以上、非常勤1名以上 (非常勤は他事業との兼務可)

・連絡体制・相談体制確保(要件4)、研修実施(要件6)、実務研修への協力(要件11)、事例検討会等実施(要件12): 他の事業所との連携による対応を可とする

(※) 加算 I・II・III・Aの要件として、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービスを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを新たに求める (新設)

### 事務の効率化による逓減制の緩和

- 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、逓減制において、ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合の適用件数を見直す (逓減制の適用を40件以上から45件以上とする)。

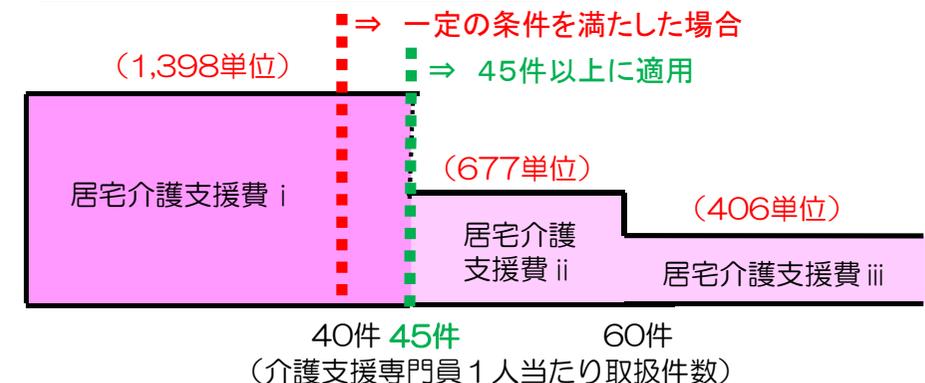
### 居宅介護支援

例: 要介護3・4・5の場合 (黒字: 現行の単位数、赤字: 改定後の単位数)

#### 【現行】



#### 【改定後: ICT等を活用する場合】



## 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-2

### 算定要件等

#### 【特定事業所加算】

算定要件	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(A)
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤:1名以上 非常勤:1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
(4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10)指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

#### 【特定事業所医療介護連携加算】(現行の特定事業所加算(Ⅳ)と同じ)

#### 特定事業所医療介護連携加算 125単位

- |   |
|---|
| (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上 |
| (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定                        |
| (3)特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること  |

## 2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 (その2)

### 医療機関との情報連携強化

- 利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを新たに評価する。【告示改正】

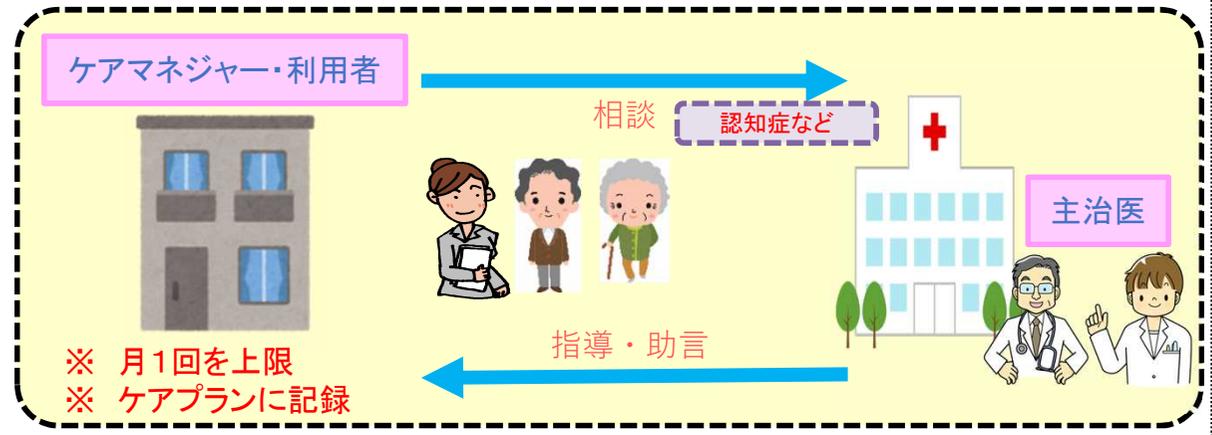
### 居宅介護支援

#### 通院時情報連携加算 50単位/月 (新設)

※利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。

#### 〔算定要件〕

- ・ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。



### 介護予防支援の充実

- 介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する。【告示改正】

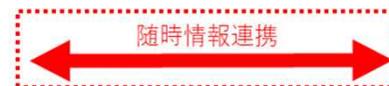
### 介護予防支援

#### 委託連携加算 300単位/月 (新設)

※利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。



介護予防支援事業所  
(地域包括支援センター)



①委託

③請求

④委託費の支払い

※加算を勘案した委託費の設定を行う



居宅介護  
支援事業所

②ケアプラン作成



被保険者

## 5.(2)② 居宅介護支援における (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

### 概要

### 【居宅介護支援★】

- (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

### 単位数

<現行>			<改定後>	
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	⇒	廃止	
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月			
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月			

(別紙) 令和3年度から令和5年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1,741 (R2.11.1現在)

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地		7級地				その他		
20%	16%	15%	12%	10%	6%		3%				0%		
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市(4) 国分寺市 国立市 清瀬市(4) ※東久留米市(5) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志本市(5) 和光市(5) 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 浦安市 東京都 立川市 松戸市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 海老名市(5) 愛知県 刈谷市(5) 豊田市(5) 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 船橋市 成田市 習志野市 浦安市 千葉県 市川市 川口市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 印西市 ※栄町(6) 東京都 福生市(6) あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 藤市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町 愛知県 みよし市(6) 滋賀県 大津市 草津市 栗東市(6) 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市(6)	宮城県 仙台市 多賀城市(他) 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市(7) 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 蓮田市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町	宮城県 仙台市 多賀城市(他) 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市(7) 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 蓮田市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町	東京都 武蔵村山市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 清須市(7) 東名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 福津市 飛鳥村(7) 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 清須市(7) 東名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 福津市 飛鳥村(7) 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 大洗町 阿見町 八千代町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 八代町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 大更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 ※※雷里市(他) 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 ※※山北町(他) 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 ※高島市(他) 東近江市 ※日野町(他) 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 福岡県 福岡市 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域 0%
地域数	23	6	27 (24)	25 (22)	51 (52)	140 (137)		166 (169)				1303 (1308)	

※ この表に掲げる名称は、令和3年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域

## ・ご質問等について

今回 ご説明させていただきました内容については、介護報酬改定の主な内容になります。報酬改定や基準の改定等に関するお問い合わせは、伊丹市ホームページにてお伝えしておりますように、FAXまたはメールにてお問い合わせください。

伊丹市ホームページ

ホーム⇒組織一覧⇒健康福祉部⇒法人監査課⇒介護保険事業者関連情報⇒令和3年度以降の介護保険制度改正にかかるお知らせ⇒令和3年度介護保険報酬改定について

## ・介護給付費算定に係る届出について

届出については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での届出にご協力ください。期日については、令和3年4月15日必着となっています。

伊丹市ホームページ

ホーム⇒組織一覧⇒健康福祉部⇒法人監査課⇒介護保険事業者関連情報⇒令和3年度以降の介護保険制度改正にかかるお知らせ⇒令和3年度介護給付費算定に係る体制等に関する届出について